

第1回 高齢者所在不明・孤立化防止対策チーム 議事次第

平成22年8月5日（木）
17：30～
於：共用第8会議室

1. 大臣挨拶
2. 対策チームの設置趣旨
3. 緊急対応措置の概要
 - 年金局
 - 老健局
4. 今後の検討課題

「高齢者所在不明・孤立化防止対策チーム」について(案)

1. 趣旨

今般、全国において、住民基本台帳に記載されている高齢者の所在が不明であるケースや既に死亡しているケースが相次いで発生した。

これらは、地域におけるつながりの減少や家族関係が希薄化している中で発生している事例である。

- ・ 今後、高齢者の生存・死亡・所在地等を的確に把握するとともに、
- ・ 孤立化している高齢者等への行政や地域による支援策を充実していくことが必要である。

このため、厚生労働大臣が主催する「高齢者所在不明・孤立化防止対策チーム」を設置し、今後の関係施策の推進について検討を行う。

2. 対策チームメンバー

長妻厚生労働大臣

長浜厚生労働副大臣

山井厚生労働大臣政務官

社会・援護局長

老健局長

保険局長

年金管理審議官

3. 対策チーム事務局

社会・援護局、老健局、保険局、年金局の関係課長により構成

4. 主な検討課題

(別紙のとおり)

5. 第1回の開催

日時:8月5日(木)17:30~

場所:6階共用第8会議室

(別紙)

主な検討課題

- 市町村の協力を前提に、所在不明の高齢者等を把握するために、医療・介護保険情報の活用等を含め、どのような方策が考えられるか。
- 地域において孤立している高齢者等に対してどのように地域で支援していくか。
- 高齢者の見守りや訪問等のために、地域においてどのような資源が活用できるか。
- 公的年金等の不正受給の防止のためにどのような方策が講じることができるか。

平成 22 年 8 月 5 日
年金局事業管理課

年金受給者の安否の緊急確認について

- 高齢者の所在が不明又は死亡していたことが判明し、高齢者の実際の状況を行政が適切に把握できていない事例の報道が相次いでいる。このため、年金受給者の安否を緊急に確認することとし、平成 22 年 8 月 3 日付の通知で日本年金機構に指示したところ。
- 安否確認の調査指示の概要

① 確認対象者

厚生年金保険法又は国民年金法に基づく年金の受給者であって、平成 22 年 8 月 1 日現在で満 110 歳以上の方

② 確認の実施

- (1) 対象者の住所地を管轄する年金事務所から、当該住所地の市区町村が対象者の安否を確認しているか否かを問い合わせ、既に市区町村で対象者の安否を確認している場合は、その内容を報告すること。
- (2) 市区町村に問い合わせた結果、市区町村が対象者の安否を確認していない場合は、年金事務所と市区町村で対応を相談し、市区町村で安否の確認を行う予定がない場合は、年金事務所から対象者の住所地を訪問して安否を確認すること。

③ 確認結果

確認結果については、8月末までにとりまとめて公表する。

平成22年8月4日
年金局事業管理課
(担当・内線) 補佐 中村(3679)
(電話直通) 03(3595)2796

報道関係者 各位

死亡しているにもかかわらず現況届を出して年金を
受給しているケースに係るサンプル調査について

別紙のとおり報告いたします。

平成 22 年 8 月 4 日

死亡しているにもかかわらず現況届を出して
年金を受給しているケースに係るサンプル調査
について

調査の概要

- 受給権者が死亡しているにもかかわらず現況届を出して年金を受給しているケースがないかを把握するため、本年 6 月からサンプル調査を実施しているところ。

調査対象者

- 現況届の提出を要する方（別紙参照）のうち、4 月生まれの年金受給権者（約 1 万 6 千人）であって 85 歳以上の方から、840 人を無作為抽出。

調査方法

- 調査は、日本年金機構の年金事務所職員による訪問調査とし、本人に面談の上、聴取りを行う。
- 既に訪問は終了している。

調査結果

- 大臣指示により前倒しして、今月中旬に調査結果をとりまとめ、公表する予定。

(別紙)

【現況届について】

① 年金受給権者の生存確認については、住基法に基づく死亡届の情報を住基ネットワークから提供を受けることにより行っている。これにより、平成18年12月から、原則として現況届の提出を不要としている。

② ただし、次の(ア)～(エ)に該当する方については、引き続き現況届の提出を求めている。

(ア) 日本年金機構が管理している年金受給者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)が住基ネットワークに保存されている基本情報と異なる方

<事例>

- ・施設入居等のため、年金原簿の登録住所と住民票の登録地が相違している。
- ・介護が必要となり子供等と同居するため年金原簿の住所は異動したが、都合により住民票は異動せずに、そのままとしている。

(イ) 住基ネットワークに参加していない市町にお住まいの方

(ウ) 外国籍(外国人登録)の方

(エ) 外国にお住まいの方

※平成20年度における年間現況届発送件数 約163万件

老高発0805第1号
平成22年8月5日

各 都道府県
指定都市
中核市 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

平成22年度老人の日記念事業の実施に伴う百歳高齢者等関係調査
(記念品贈呈対象百歳高齢者・国内最高齢者・話題の高齢者調査) の
留意事項について

老人福祉行政の推進につきましては、日頃より格別のご配慮をいただき、厚くお礼申し上げる。

平成22年度老人の日記念事業の実施に伴う百歳高齢者等関係調査については、下記の点に留意のうえ報告願いたい。

記

標記調査については、従来より戸籍、住民票等の書面による調査だけでなく、訪問、電話等の適切な方法により存命の確認を行ったうえで報告を頂いているところであるが、今後は、本人確認（面会）を行ったうえで報告願いたい。

併せて、記念品等については手渡し（民生委員等の協力を得て行うものも含む。）により贈呈願いたい。（入院・入所中等で所在・存命確認はできているものの手渡しが困難な方を除く）。